

# 現 場 説 明 書

工事名：令和7年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事

工事場所：京都府船井郡京丹波町大朴休石10-1

本現場説明書をもって、現場説明に替える。  
(現場説明会は実施しません。)

令和7年4月1日

京丹波町産業建設部商工観光課

## 目 次

### I 一般事項

1. 位置及び周囲の状況等	3
2. 施工に係る条件	3
3. 積算に係る条件	7
4. 参考数量書について	7
5. 工事費内訳書の作成及び提出について	7
6. その他一般事項	9
7. 質疑事項	13

### II 特記事項

● 1. セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び 改良土の再利用に関する取扱いについて	14
● 2. 排出ガス対策型建設機械の使用について	15
● 3. 産業廃棄物運搬車両の表示等	15
● 4. 産業廃棄物税について	15
● 5. 枠組足場の設置工法等について	16
● 6. 特別管理産業廃棄物管理責任者について	16
● 7. 石綿事前調査結果の報告について	17
● 8. フロン排出抑制法の遵守について	17
● 9. 環境等の保全	17
● 10. 環境対策(低騒音型・超低騒音型建設機械の使用)	17
○ 11. 再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策	18
● 12. 届出等	19
● 13. 不正軽油の使用防止	19
● 14. 調査・試験等に対する協力	19
● 15. 過積載による違法運行の防止について	20
● 16. 建設副産物の取扱い	20
○ 17. 化学物質を発散する建築材料等の使用制限	22
● 18. 化学物質の室内濃度測定に係る特記事項	22
○ 19. 工事情報共有システムについて	24
○ 1) 発注者指定方式	
○ 2) 受注者希望方式	
● 20. 週休2日促進工事について	25
○ 1) 発注者指定方式	
● 2) 受注者希望方式	
● 21. デジタル工事写真的小黒板情報電子化について	26
○ 1) 発注者指定方式	
○ 2) 受注者希望方式	
● 22. Web会議について	28
○ 1) 発注者指定方式	
○ 2) 受注者希望方式	
○ 23. 建設現場の遠隔臨場について	30
○ 1) 発注者指定方式	

○ 2) 受注者希望方式	
○24. 建設キャリアアップシステムについて	3 1
○ 1) 発注者指定方式	
○ 2) 受注者希望方式	
○25. 完成図書等の電子納品について	3 2
○ 1) 電子納品	
○ 2) 電子納品の対象範囲	
●26. 建設発生土の搬出について	3 3
●27. 建設発生土等の受入れについて	3 3
●28. 総合評価競争入札の工事について	3 5
○29. フレックス工期による契約方式の試行について	3 6
○30. 府内産木材の積極的利用について	3 6

注) ●印は本工事に適用する。

## I 一般事項

### 1. 位置及び周囲の状況等

- ・位 置： 国道173号線に面し、アクセスが良い。

本計画地となる道の駅「瑞穂の里・さらびき」は、総合スポーツ施設（グリーンランドみづほ）の中に位置し、憩いの場として親しまれている。

また、工事期間中も施設を運営しながら既存棟の改修工事及び新築棟の建築をすることから、工事の施工による交通渋滞・騒音・粉塵・振動・汚染・雨水排水等により、利用者及び運営者に十分配慮すること。

- ・現在の状況： 既存建築物（用途：物販販売業を営む店舗）あり。

- ・工事の概要： 今回これら建物（設備）が老朽化してきたことから、道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事を行う。

### 2. 施工に係る条件

#### 1) 安全・災害防止対策等

- ① 工事用車両（関係車両全て）の進入・退出は仮説図に示す経路を原則とし、ステッカー貼付等により工事関係車両であることを明らかにすること。
- ② 工事車両等の進入・退出・停車等に当たっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。
- ③ 資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないように注意すること。
- ④ 道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入・退出路に係る維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は受注者で行うこと。
- ⑤ 工事場外においても駐車違反・速度制限・積載制限等交通法規を遵守し、事故防止に万全を期すこと。
- ⑥ 協力業者及び資材納入業者等にも指導を徹底すること。
- ⑦ 工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、受注者の責任で誠意を持って解決に努めること。
- ⑧ 工事用車両（関係車両全て）について、不正改造車の使用を排除すること。

#### 2) 施工計画等

##### ①工事説明

工事着手前には施工計画書を作成し、施設運営者や周辺自治会、近隣住民へ工事説明を行うこと。

また、説明書等の内容は遵守し工事期間中住民等とトラブルが発生しないよう努めること。

万一トラブルが発生した場合は誠意をもって解決に努めること。

##### ②仮設工事

設計図書等をもとに仮設計画を行い、確実な仮設工事を行うこと。

飯場の建設及び建物内での宿泊は禁止する。

### ③工事名称等の表示

~~工事名称等の表示は関連工事の受注者と協議の上、監督職員の指示する場所に掲示のこと。~~

## 3) 工事場内外の管理

工事場内の資材の保管等については受注者において十分な管理を行うこととし、各工種・工程における廃材・ゴミ等についても、行為者を問わず受注者の責任において遅滞なく処理すること。

工事排水についても管理を徹底し、周辺排水路等に土砂等を流した場合は速やかに清掃を行うこと。

## 4) 休日及び作業時間

● 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する、週休2日促進対象工事である。詳細は、項番20（24ページ）を参照すること。

○ 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日（以下一から三項）に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

● 作業時間 平日一般 : 午前8時30分～午後6時00分

騒音を伴う場合 : 午前9時00分～午後5時00分

を原則とし、事前に施設管理者・施設入居者・近隣自治会等と調整すること。

## 5) 建設現場一斉閉所

~~受注者は、近畿地方整備局管内で実施する、毎月第2～第4土曜日の建設現場一斉閉所に取り組むものとする。また、毎月第2～第4土曜日の現場閉所状況について、工事報告書により報告すること。~~

~~なお、現場閉所の確認ができなかった場合における減点は行わない。~~

## 6) 建物完成時期と完成後の管理

新築棟の完成時期が11月中旬、既存棟の改修完了時期が3月31日である。

完成後の入居が令和8年4月1日に予定されていることから、工事完成（完成検査合格時）は同年3月31日とし、完成から鍵渡しまでの管理については、本工事受注者の責任で行うこと。

なお入居直前には、室内の清掃及び機器の点検等を行い鍵渡し時は立ち会うこと。

## 7) 関連工事との協力

別途発注工事 機械警備設置工事、什器・備品購入、

厨房機器購入、木材調達業務 が発注される予定。

- 円滑な工事の進捗と安全管理を図るため、関連工事の受注者と協力して工事

安全協力会を組織すること。同協力会で要する経費については各社応分の負担を行うこと。

- ・ NTT関連工事の実施時期については、十分調整を行い、引渡しまでに全ての作業が終わるよう配慮すること。

8) 工事期間中、「京丹波町工事等検査規定」により、町の隨時検査を受けること。

9) ~~工事期間中は監理事務所に工事監理受託者専用パソコン（OS（Windows 8.1以降）、ワープロソフト、表計算ソフト等をインストール済み）を備え付けることとし、インターネット（メール送受信）環境を整え、セキュリティ対策を行うことと（常に最新の状態を保持すること）。~~

10) 工事範囲内において工事用進入路確保のため行う鉄板敷き等の必要な措置は、受注者で行うこと。

また、仮囲い等については、設計図書等をもとに確実に行うこととするが工事途上で屋外工事等のために仮囲い等の移設・一時撤去復旧が必要となった場合は、施設運営者と十分な調整を行うこととし、必要に応じて可動フェンス（H=1.8m）等により工事範囲の明示と安全の確保を行うこと。

11) 交通誘導員の配置

総計 260名

（交通誘導警備員 B 260名）

- ・常 時 交通誘導警備員 B 1名／日
  - ・大型車の出入りが多い日 交通誘導警備員 B 1名増員／日
- ※必要に応じ現場周辺要所に配置
- ・配置時間は作業開始前後の準備・移動時間を含むものとし、昼の休憩時間も適宜配置のこと。

12) 通行規制等

本工事地の進入路は町道中台皿引野線であるため、進入・退出に当たっては道路管理者及び警察等と十分協議を行い、養生・補修・安全対策等、必要な措置については受注者で行うこと。

~~周辺道路は通学路のため、通学時間帯の車両の通行については原則禁止とし、細部について関係機関と十分協議を行うこと。~~

13) 敷地内通路の通行確保

本工事地内の敷地内通路は工事期間中も確保する必要があるため、各通路の通行と安全の確保を行うこと。

14) 東洋ゴム化工作品(株)及びニッタ化工作品(株)で製造された製品や材料を用いる場合について

~~受注者は、東洋ゴム化工作品(株)及びニッタ化工作品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする）を用いる際には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工作品(株)、ニッタ化工作品(株)と資本面・人事~~

~~面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類（船舶安全法による検査の対象品については、予備検査合格証明書）を提出し、監督職員の確認を得るものとする。~~

~~品質証明として実施する試験及び検査内容については、監督職員と協議の上決定すること。~~

~~また、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではありません。~~

15) 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）

本工事は営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（平成29年12月）によるものとする。

16) 猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

①作業不能日数：6日間（工期の始期は議会の議決日で算定）

②上記①は、環境省が公表する近畿地方京都\_園部地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2019年～2023年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。

③気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する近畿地方京都\_園部地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

### 3. 積算に係る条件

#### 1) 積算上の工期設定について

本工事の共通費の積算は、公共建築工事共通費積算基準を適用しており、積算に係る標準工期は12箇月とする。（契約工期にはよらない）

標準工期は入札参加業者各位が積算業務を行う上での参考として示すもので設計条件には該当しない。

#### 2) 一括発注の取扱い

本工事の共通費の積算においては、以下の工事を主たる工事の工事費に含めて、主たる工事の共通費計算方法で積算している。

- ・主たる工事となる工事：建築工事
- ・主たる工事の計算方法により共通費の積算をした工事

電気設備工事  
機械設備工事

#### 3) 積算基準の適用について

本工事の積算に当たっては、以下の基準を適用している。

##### ① 共通費

公共建築工事共通費積算基準（令和6年改定）

本工事の共通仮設費率、現場管理費率は以下の率を採用している。

建築工事（とりこわし工事以外）	●新営建築工事	●改修建築工事
とりこわし工事	○新営建築工事	
電気設備工事	●新営電気設備工事	●改修電気設備工事
機械設備工事	●新営機械設備工事	●改修機械設備工事
昇降機設備工事	○昇降機設備工事	

##### ② 標準単価

公共建築工事標準単価積算基準（令和6年版）

#### 4) 週休2日促進工事における労務費の補正

本工事の積算に当たっては、「営繕工事における週休2日促進工事実施要領」に基づき、月単位の4週8休以上を前提とし労務費を補正している。

現場閉所（現場休息）の状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合はその達成状況に応じて、労務費の補正係数を変更又は除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。総合評価競争入札の試行工事であって、週休2日促進工事の取組に係る加算点を申請しない上で落札した場合も、同様の取扱いとする。

### 4. 参考数量書について

別添の参考数量書は、入札参加業者各位が積算業務を行う上での参考として公開するもので、設計条件となる設計図書には該当しないので、参考として利用すること。

### 5. 工事費内訳書の作成及び提出について

工事費内訳書作成及び提出に当たっては、次の点に注意すること。

- 1) 工事費内訳書の様式は「任意」としているが、「参考数量書」の項目に一致させて「科目別内訳」の項目まで作成し、入札時に提出すること。
- 2) 入札書に記載する金額は、工事費内訳書合計金額（消費税抜き）に一致させて作成すること。  
注) 京都府ホームページ掲載の「入札参加に当たっての留意事項」に留意して作成すること。  
「入札参加に当たっての留意事項」内の「閲覧設計書に添付する参考資料の本工事費内訳書等」は、「参考数量書」とする。

## 6. その他一般事項

### 1) 元下指針の遵守について

- ① 受注者は、「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」（以下「元下指針」という。）を遵守し、元請負人と下請負人の関係の適正化及び府工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図ること。
- ② 下請人の労働条件の悪化を防ぐため、一括下請負の禁止に加えて、下請負の次数を、原則として、建築一式工事は3次下請まで、建築一式工事を除く建設工事は、2次下請までとする。請負の次数が超える場合、受注者は工事着手前に、「重層下請理由書」（様式－19<sup>\*1</sup>）及び定められた次数を超える重層下請に係る全ての賃金台帳等の写しを監督職員に提出すること。
- ③ 受注者は、やむを得ない場合を除き、京都府内に本店を有する者から下請負人を選定するよう努めるものとし、京都府外に本店を有するものから下請負人を選定する場合は、「下請工事契約時チェックリスト」（様式－18<sup>\*1</sup>）にその理由を記入するものとする。

なお、府内企業の施工率に応じて成績評定の加点評価の対象とするため、工事完成後、「府内企業施工率算出表」（様式－27<sup>\*1</sup>）を監督職員に提出すること。

- ④ 受注者は、下請契約を締結する場合、施工体系図を作成し、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げ、当該工事に係る全ての「下請工事契約時チェックリスト」（様式－18<sup>\*1</sup>）とともに全ての下請契約ごとに下請契約書及び京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第13条第5項の規定による誓約書の写し（建設業の許可を有していない者が誓約したものに限る）を添付し、監督職員に提出すること。また、建設業法に基づき、金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに作成したものの写しを監督職員に提出すること。

### 2) 町内・府内資材の調達について

受注者は、地域経済の活性を図るため、町内・府内事業者からの建設資材や物品等の優先調達を図ること。

注）町内・府内事業者からの建設資材や物品等の調達は、町内・府内の工場等で製造・加工されたもの又は、府内に本店、支店等がある事業者から調達したものという。

### 3) 技能士の適用について

受注者は各種工事の職種を問わず、積極的に「技能士」適用に努めること。

### 4) 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況について

受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式（様式－30<sup>\*1</sup>）により提出することができる。

### 5) 保険の付保及び事故の補償について

- ① 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職

金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

② 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

③ 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後1箇月以内に、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また、現場事務所、工事現場の出入口等の見やすい場所に標識「建設業退職金共済組合制度適用事業主工事現場」を掲示するとともに、工事完成時に「建退共運営実績報告書」を提出しなければならない。

(1) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を添付すること。

(2) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び添付を促進すべきこと。

(3) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

④ 労災補償に必要な法定外の保険契約（工事請負契約書 第50条関係）について、受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）に付すること。

⑤ 火災保険等（工事請負契約書 第50条関係）について、建築工事は建設工事保険、設備工事は組立保険、改修工事はリフォーム保険等に付すること。保険証を提示し、その写しを提出すること。第3項によるその他の保険に付した場合も同様とする。

保険の対象は基礎工事を含み、請負契約の対象となっている工事全体とし、保険期間は工事対象物完成引渡しまでとする。

ただし、年間を通じて請け負った工事の全てを対象とする上記保険同等の保険に加入している場合は、本工事が付保されていることを証明する保険会社等の発行する証明書を提出すること。

## 6) 工事実績情報の登録について

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上（税込）の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

ただし、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録を省略できる。

## 7) 設計図書の返却について

~~設計図書、現場説明書及び回答書については入札当日返却すること。~~

## 8) 低入札価格調査を経て契約した工事について

~~低入札価格調査を経て契約した工事については、「建設交通部低入札価格調査を経て契約した工事における契約後の取扱いの運用について（平成22年1月27日）」<sup>※2</sup>により運用するものとし、受注者は以下によらなければならぬ。~~

~~① 請負代金内訳書、工程表、施工計画書、施工体制台帳及び施工体系図、建設業退職金共済制度掛金収納書及び現場代理人等（変更）通知書（以下「施工計画書等」という。）の提出に当たり、低入札価格調査時に提出された資料（以下「調査資料」という。）の内容と相違する場合は、変更した内容及び理由を記載した書面を提出すること。~~

~~なお、「建設交通部低入札価格調査を経て契約した工事における契約後の取扱いの運用について」別表1の「添付資料」欄で提出が必要としている項目について、変更が生じた場合は、その都度速やかに調査資料と同等の資料を監督職員に提出すること。~~

~~また、施工計画書等を変更する場合も同様とする。~~

~~② 低入札契約のしわ寄せが下請企業に及んでいないことを確認するため、随時検査及び完成検査において、建設工事に係る下請請負代金支払状況報告書を提出するとともに、支払状況及び資材の調達状況等に関する書類を提示すること。~~

~~※1 各様式は、別途契約後配布する「着工事提出一提示書類一覧表」による。~~

~~※2 「建設交通部低入札価格調査を経て契約した工事における契約後の取扱いの運用について」は、京都府ホームページにて閲覧できる。~~

~~<https://www.pref.kyoto.jp/nyusatu/nyukcisido/teinyu.html>~~

## 9) 災害応急対策又は災害復旧に関する工事について

~~本工事は、工事請負契約書第29条第4項ただし書の規定の対象となる「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」である。~~

## 10) 設計図書については、保管されている既存図面や現地調査により作成したものとなる。現地調査時は隠蔽部や地中埋設部については詳細は確認できておらず、その

部分は想定で作成したものとなる。そのため、設計図書と現地の相違部分が出てくる可能性もあるが、その相違が軽微な場合については、受注金額の範囲内にて施工を行うこと。相違が大きい場合については監督員と協議を行うこと。

- 11) 設計図書に記載の内容および工事上必要なものについては、参考数量書に記載が無くとも受注金額の範囲において施工を行うこと。設計図書の内容に相違がある場合や明記ない場合は、監督員と協議を行い、軽微な場合は受注金額の範囲内にて施工を行うこと。各部の納まり、取り合いの関係で材料の寸法、取付位置、取付方法の変更など、軽微な増減となる変更の場合は、本工事範囲内とする。
- 12) 本工事にて建物内に残置されている備品および厨房機器についても撤去処分を行う。撤去対象物については設計図書記載のものとし、その他参考資料として、対象備品および厨房機器の写真帳を本説明書の別紙として添付する。
- 13) 工事に必要な工事書類（施工計画書・施工要領書・材料承諾書等）は、監督員の指示により遅延なく提出すること。
- 14) 既存の店舗の運営・営業に支障が無く、店舗利用客と工事動線が交わらない仮設・工程計画を立案し、工事を進めること。
- 15) 施工前に現況の確認を十分に行い、工事着手前に地中埋設物や配線・配管等の現状を十分に把握の上、1期工事中は既存棟、2期工事中は新築棟の運営に支障無きよう施工のこと。
- 16) 支給木材に関する取扱いについて  
発注者が支給する木材の取扱いは、当該現場説明書に別紙資料として添付する「施工者向け指示書・支給木材特記事項」を十分理解の上、木材供給事業者との協力のうえ、当該事業の成果目標達成に取組むこと。
- 17) 参考工事工程表について  
木材の支給時期等を踏まえ、発注者が想定する工事工程表を添付する。
- 18) 支給木材数量の根拠資料の提供  
本工事で支給される構造材・羽柄材の数量は、設計図書の構造図をプレカット加工CADに入力して積算を行っている。本工事において施工計画ならびに施工図の検討を行う際は、実施設計図段階で行ったプレカット伏図（工事契約後CEDXM形式のプレカットCADデータを発注者より提供予定）に基づいた施工を行うこと。ただし、発注者・工事監理者が、止む得ない理由による変更と認める場合はこの限りではない。
- 19) 京丹波町産木材の単価情報（参考）  
参考価格を京都府木材組合連合会にて確認することができる。  
一般社団法人京都府木材組合連合会  
〒604-8417 京都府京都市中京区西ノ京内畠町41-3  
電話：075-802-2991

## 7. 質疑事項

- 1) 質疑事項は、所定の用紙に記入の上メールもしくはFAXにて提出すること。
- 2) 【随時受付】  
令和7年4月 1日（火） 午前9時から  
令和7年4月21日（月） 午後5時まで
- 3) 【随時回答】  
令和7年4月23日（水） 午後5時までに随時公表
- 4) 送信先 京丹波町 総務部 財政課 契約検査係  
【TEL 0771-82-3820 FAX 0771-82-2700】  
電子メール n y u - s a t s u @ t o w n . k y o t a m b a . l g . j p  
※スパムメール対策のため、全角表示にしています。メールを送付する場合は半角で入力してください。
- 5) 質疑書は、別添の質疑書を使用すること。  
※質疑がない場合は、提出不要。
- 6) 質疑書の回答の扱いその他
  - ① 質疑書の回答は、設計図書の一部として、入札条件になる。
  - ② 質疑書の回答の内容について、全て承知したものとして入札を行う。
- 7) 入札（、契約）手続等、事務的な事項に関する質問については、  
京丹波町 総務部 財政課 契約検査係 にて随時回答する。  
(TEL 0771-82-3820)

## II 特記事項

### 1. セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び 改良土の再利用に関する取扱いについて

本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

#### 六価クロム溶出試験対象工種及び検体数

地盤改良工 固結工	：配合設計段階	2	検体、施工後段階	_____検体
同上 表層安定処理工	：配合設計段階	1	検体、施工後段階	_____検体
同上 路床安定処理工	：配合設計段階	_____	検体、施工後段階	_____検体
舗装工 各種舗装工	：配合設計段階	_____	検体、施工後段階	_____検体
仮設工 地中連続壁工	：配合設計段階	_____	検体、施工後段階	_____検体
合計				_____検体

#### タンクリーチング試験対象工種及び検体数

地盤改良工 固結工	：配合設計段階	_____検体、施工後段階	_____検体
同上 表層安定処理工	：配合設計段階	_____検体、施工後段階	_____検体
同上 路床安定処理工	：配合設計段階	_____検体、施工後段階	_____検体
舗装工 各種舗装工	：配合設計段階	_____検体、施工後段階	_____検体
仮設工 地中連続壁工	：配合設計段階	_____検体、施工後段階	_____検体
合計			_____検体

※検体数は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領による。

※試験により溶出量が土壤環境基準を超える場合、溶出量の少ない固化材の使用や配合設計の見直し等を行うこと。

## 2. 排出ガス対策型建設機械の使用について

- 1) 本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型のものを使用すること。

当該機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。
- 2) 施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。
- 3) これにより難い場合（受注者の都合による場合を除く）は、監督職員と協議の上、設計変更等の処理を行うものとする。
- 4) その他、本工事で使用する建設機械等については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)」を適用する。

機種	備考
・バックホウ	・トラクタショベル（車輪式）
・ブルドーザ	・発動発電器（可搬式）
・空気圧縮機（可搬式）	・ホイールクレーン
・油圧ユニット  (基礎工事用機械※の内、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの)	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上、260kW以下）を搭載した建設機械に限る
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	

## 3. 産業廃棄物運搬車両の表示等

工事現場から産業廃棄物を運搬する車両（自己運搬を含む）には、法令\*に従い車両側面への表示及び書面の備付けを行うこと。

\*法令\*：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）」  
施行令第6条第1項第1号

## 4. 産業廃棄物税について

- 1) 平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）」は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。
- 2) 中間処分施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。
- 3) 本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

## 5. 枠組足場の設置工法等について

受注者は足場工の施工に当たり、足場は「手すり先行工法等に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発1226第2号）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とし、足場の組立、解体及び変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式に基づき行うこと。

## 6. 特別管理産業廃棄物管理責任者について

アスベスト除去など特別管理産業廃棄物を生じる工事において排出事業者（元請負業者）は工事現場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」（以下「特管物管理責任者」という。）を設置すること（廃掃法第12条の2第8項）。特管物管理責任者の資格者を選任できない場合は、当該工事担当者が工事着手までに特管物管理責任者に関する講習会を受講するか、下請業者等の従業員の中の同講習会修了者を特管物管理責任者として選任すること。

その際、産業廃棄物の処分責任は排出事業者（元請業者）にあるという処分責任の所在を明確にするため、下請業者との契約書の中に次の内容を盛り込み、契約書の写しを提出すること。

- ・ 元請業者と下請業者との間で「特別管理産業廃棄物管理責任者」が従事する業務内容について明確かつ詳細に取り決めたもの。
- ・ 元請業者と下請業者との間で廃掃法に定める排出事業者に係る責任が元請業者に帰することが明確にされていること。
- ・ また上記業務内容について元請業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を変更できること。

また、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について事前に設置報告書を提出すること。

なお、京都市内においては同管理責任者の設置について別途、京都市あて設置報告書を提出する必要がある。

※特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を受講する場合

問合せ先：公益社団法人 京都府産業資源循環協会 TEL075-694-3402

## **7. 石綿事前調査結果の報告について**

建築物や工作物の解体等の作業を行うときは、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等関係法令に基づき適切に石綿含有の事前調査を実施し、監督職員に報告すること。建築物及び工作物の事前調査は必要な知識を有する者に実施させること。

また、一定規模以上の建築物又は工作物の解体工事では、労働基準監督署及び京都府（京都市域の場合は京都市）に事前調査結果の報告を行うこと。

なお、報告は原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行うこと。

【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

## **8. フロン排出抑制法の遵守について**

建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事において、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）で定める第一種特定製品の設置の有無について確認を行い、発注者へ書面を交付して説明すること。また、交付した書面の写しを交付した日から3年間保存すること。

## **9. 環境等の保全**

1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

2) 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている  
「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

3) 調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。

4) 地域における伝統的行事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

## **10. 環境対策（低騒音型・超低騒音型建設機械の使用）**

本工事においては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械を使用すること。

なお、生活環境を保全する必要がある、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲(80m)及び地元関係上必要と認められる場合を除き、監督職員の書面による承諾を受けた場合にはこの限りではない。

## 11. 再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策

再生コンクリート砂を使用する場合は、事前に監督職員と協議した上で、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。

なお、試験方法は、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）によるものとする。

試料は、使用する再生コンクリート砂として、各工事で1購入先当たり1検体の試験を行う。

なお、六価クロム溶出試験に必要な費用は、受注者が負担するものとする。

## 12. 届出等

- 1) 受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告すること。
- 2) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

## 13. 不正軽油の使用防止

- 1) 軽油についてはJIS規格軽油を使用すること。
- 2) 燃料調査を実施するときは協力をしなければならない。

## 14. 調査・試験等に対する協力

- 1) 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
- 2) 受注者は、工事期間中の埋蔵文化財包蔵地における掘削等の立会い等、関係機関からの依頼に協力しなければならない。
- 3) 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次のような協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
  - ・調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
  - ・調査票を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
  - ・正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
  - ・対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 4) 受注者は当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査・施行合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 5) 受注者は、意図伝達業務受託者及び工事監理業務受託者の求めにより部分払いのための出来高確認が必要な場合には、当該工事における出来高確認に必要な出来高内訳書作成等の協力をすること。

## 15. 過積載による違法運行の防止について

- 1) 積載重量制限を超えて工事用資機材及び土砂等を積み込みます、また積み込ませないこと。
- 2) 運搬管理表を作成し、報告すること。

## 16. 建設副産物の取扱い

- 1) 建設リサイクル法に基づく届出等について

- ① 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第10条の対象となる工事の場合、同法第13条に基づき、工事請負契約時に書面にて必要事項を記載すること。
  - ② 上記の対象となる工事の場合、同法第11条に基づき、通知書に必要事項を記載の上、発注者あて提出すること。

- 2) 再生資源利用計画書について

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- 3) 受領書の交付について

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

- 4) 再生資源利用促進計画について

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- 5) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等について

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- 6) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知について

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、上記

「4) 再生資源利用促進計画について」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と上記「5) 再生資源利用促進計画を作成するまでの確認事項等について」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

7) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等について

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

8) 実施書について

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

9) 再生資源利用〔促進〕計画・実施書について

再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページ  
([http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm))に掲載の再生資源利用〔促進〕計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）（EXCEL形式）を使用し、自社で工事完成後5年間保管すること。

提出は、紙1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データとする。ただし、建設副産物情報交換システムを利用の場合は、紙1部を提出すること。

10) 運搬管理表を作成し、監督職員に提出すること。

11) 指定副産物の処分地（再生資源化施設等）について

次の受入施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

指定副産物	会社名	住所	備考
建設発生土	寺尾道路（株） 最終処分場	南丹市園部町上木崎町砂尻19	
コンクリート塊 アスファルト殻	株式会社フォース 南丹リサイクルセンター	京都府南丹市日吉町志和賀大物1-1	

## 17. 化学物質を発散する建築材料等の使用制限

~~本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1) から 5) を満たすものとする。~~

- ~~1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。~~
- ~~2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。~~
- ~~3) 接着剤はフタル酸ジ-<sub>n</sub>-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。~~
- ~~4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。~~
- ~~5) 上記 1)、3) 及び 4) の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。~~

~~※なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散が極めて少ないものとは発散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。~~

## 18. 化学物質の室内濃度測定に係る特記事項

### 1) 測定箇所

●建物内 (10) 箇所 ○屋外 ( ) 箇所

なお、測定する箇所（室）の特定については、監督職員の指示による。

### 2) 測定物質

測定	測定物質	基準値
●	ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm) 以下であること
●	トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm) 以下であること
●	キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下であること
●	エチルベンゼン	3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm) 以下であること
●	スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下であること

	パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm) 以下であること
--	------------	--

※●を測定すること。

### 3) 採取条件

- ① 日照が多いことその他の理由から、測定の対象となる特定測定物質の濃度が相対的に高いと見込まれる箇所（室）において、採取を行うこと。
- ② 測定は中央付近の床から概ね1.2m～1.5mの高さにおいて採取すること。
- ③ 測定する箇所の全ての窓及び扉（造付家具、押入等の扉を含む）を30分間開放し、当該箇所の外部に面する窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、採取すること。  
この間、当該測定箇所への出入りは最小限にとどめ、かつ、迅速に行うこと。なお、連続的な運転が確保できる全般（24時間）換気のための設備を有する箇所にあっては、当該換気設備を稼働させ、かつ、当該換気設備に係る給排気口を開放すること。  
(注) 5時間以上閉鎖の間に採取を開始してはならない。
- ④ 採取を行う時間が24時間未満である場合にあっては、その中央の時刻が午後2時から午後3時までの間となるように採取時間を設定すること。  
(採取時間は、原則として24時間とする。ただし工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とすること。)

### 4) 測定方法

- パッシブ形採取機器を用いる方法
- 検知管法     検知紙法     定電位電解法     吸光光度法
- 測定方法は、平成13年国土交通省告示第1347号に基づく評価方法基準の「第5  
6-3(3)口」に定められた方法、機器によること。

### 5) 厚生労働省が定める指針値を超えた場合の措置

- 発散源を特定し換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。

### 6) 報告書の提出

採取に当たっては、採取年月日・採取条件を記録しておき、測定物質及び箇所（室）ごとに「化学物質の室内濃度測定結果等報告書」を作成し、各採取機器分析機関による分析結果にて指針値を下回ることを確認の上、完成検査時に提出すること。

測定値が指針値を上回ったときの再測定は本工事において行うこと。

#### [報告書作成に当たっての注意事項]

- ① 「内装工事完了年月日」欄には、造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む内装工事が完了した年月日を記入すること。
- ② 「測定器具の名称」欄には、採取器具の名称を記入すること。
- ③ 「製造者」欄には、採取器具の製造者の名称を記入すること。
- ④ 採取が2日以上に渡った場合は、「採取年月日」欄に採取開始日及び採取終了日を並記し、「採取時刻」欄には採取開始日における採取開始時刻と採取終了日における採取終了時刻を並記すること。
- ⑤ 「室温」及び「相対湿度」欄には、採取開始時刻から採取終了時刻までの間の平均値を記入すること。

## 19. 工事情報共有システムについて

- 発注者指定方式
- 受注者希望方式

工事情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

工事情報共有システムを用いて作成及び提出を行った工事関係図書については、別途紙に出力して提出しないものとし、署名又は押印がなくても書面として有効とする。

受注者がASP方式の工事情報共有システムの利用を希望する場合は、発注者と協議し、発注者の指示に基づき当該システムを利用することが出来る。

- 1) 工事情報共有システムにより共有する工事関係図書は「工事打合簿」と「工事報告書」とする。
- 2) 使用する工事情報共有システムは、国土交通省が公表する最新の「情報共有システム提供者における機能要件の対応状況」に記載されているシステム提供者を選択することとする。
- 3) 工事情報共有システムの利用に関する費用（登録料及び利用料）は、当初契約に含まれていないため、試行対象工事で工事情報共有システムの利用を認めた工事については、当該工事の契約後に共通仮設費へ計上し設計変更で対応する。当該システム利用登録や利用料支払等の手続きは、受注者とシステム事業者とが直接行うこととする。
- 4) 工事情報共有システムを利用した工事については、工事成績評定の創意工夫において加点対象とする。  
なお、履行の確認ができなかった場合における減点は行わない。ただし、総合評価競争入札で加算点を申請している場合は減点の対象とする。
- 5) 工事完成時に、工事情報共有システム利用に関するアンケートを提出すること。

## 20. 週休 2 日促進工事について

- 発注者指定方式
- 受注者希望方式

### 【発注者指定方式】

- 1) 本工事は、発注者が月単位の週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日促進工事（発注者指定方式）である。
- 2) 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休 2 日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組みを行うこと。
- 3) 「営繕工事における週休 2 日促進工事実施要領」に従い、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、月単位の 4 週 8 休以上に満たない場合はその達成状況に応じて、労務費の補正係数を変更又は除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- 4) 月単位又は通期の週休 2 日を確保したと認められる場合、工事成績評定において評価する。また、通期の週休 2 日を確保したと認められない場合、工事成績評定において評価しない。

なお、明らかに受注者側に月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績評定において点数を減ずる措置を行うことがある。

- 5) 今後の取組みの参考とするため、アンケートに協力すること。
- 6) 「営繕工事における週休 2 日促進工事実施要領」の詳細は京都府ホームページ「営繕工事技術関連情報」(<https://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html>)で確認すること。

### 【受注者希望方式】

- 1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休 2 日促進工事（受注者希望方式）である。月単位の週休 2 日の取組希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合せ簿で通知するものとする。
- 2) 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休 2 日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組みを行うこと。
- 3) 「営繕工事における週休 2 日促進工事実施要領」に従い、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、月単位の 4 週 8 休以上に満たない場合はその達成状況に応じて、労務費の補正係数を変更又は除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- 4) 月単位又は通期の週休 2 日を確保したと認められる場合、工事成績評定において評価する。また、通期の週休 2 日を確保したと認められない場合、工事成績評定において評価しない。

なお、明らかに受注者側に通期の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績評定において点数を減ずる措置を行うことがある。

- 5) 今後の取組みの参考とするため、実施の有無に問わらずアンケートに協力すること。
- 6) 「営繕工事における週休 2 日促進工事実施要領」の詳細は京都府ホームページ「営繕工事技術関連情報」(<https://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html>)で確認すること。

## 21. デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

- 発注者指定方式
- 受注者希望方式

1) 本工事は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図り、受発注者双方の業務効率化を目的とした、デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下「小黒板情報の電子化」という。）を試行する工事である。

2) 受注者は、小黒板情報の電子化を行う場合、契約後、速やかに試行希望の意思を「工事打合簿」により監督職員に通知する。

3) 受注者は、本工事において小黒板情報の電子化を行う場合、以下の内容について取り組むものとする。

### (1) 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、（国土交通省）「営繕工事写真撮影要領3. 工事写真の撮影（3）撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（UR「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用すること。

また、導入に必要な使用機器は、受注者が選定するものとし、工事着手前に、本工事での使用機器について施工計画書にて監督職員あて提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.jcomsia.org/kokuban/>」記載の「デジタル工事写真の信憑性確認(改ざん検知機能)検定合格ソフトウェア一覧」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

### (2) デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、上記(1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、（国土交通省）「営繕工事写真撮影要領3. 工事写真の撮影（3）撮影方法による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

### (3) 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、（国土交通省）「営繕工事写真撮影要領」に準ずるが、上記(2)に示す小黒板情報の電子的記入については、（国土交通省）「営繕工事写真撮影要領 4. 編集の禁止」で規定されている写真編集には該当しない。

### (4) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、上記(2)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黒

板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

また、納品時に、受注者はURL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

- 4) 使用機器の導入に係る費用（試行に必要な機器、ソフトウェア、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費、電算使用料等）は、現場管理費に含まれるものとし、設計変更の対象としない。
- 5) 小黒板情報の電子化の試行について、上記3)の履行状況の確認ができた場合は、工事成績評定の創意工夫（主任監督員）において加点する。  
なお、履行の確認ができなかった場合における減点は行わない。ただし、総合評価競争入札で加算点を申請している場合は減点の対象とする。
- 6) 現場技術者は、完成検査までにアンケートを監督職員へ提出する。

## 22. Web会議について

- 発注者指定方式
- 受注者希望方式

- 1) 本工事は、工事打合せ等において、受発注者が、移動時間や手待ち時間の解消等により、業務の効率化を図るため、Web会議を試行する工事である。
- 2) 受注者は、Web会議を行う場合、契約後、速やかに試行希望の意思を「工事打合簿」により監督職員に通知する。
- 3) 受注者は、本工事においてWeb会議を行う場合、以下の内容について取り組むものとする。
  - (1) 工事着手時の打合せにおいて、受発注者の協議により試行の範囲等を決定する。
  - (2) 会議の範囲は、現場代理人と監督職員による定例打合せ会議を標準とする。参加者は、会議の重要度に応じて、受発注者の協議により決定する。
  - (3) 会議の回数は、積算に係る標準工期（月数）×0.5回以上（小数点以下切り捨て）とする。ただし、開催時期と総時間数は問わない。
  - (4) 受注者は、利用するアプリケーション又はサービス、Web会議に関する監督職員との連絡調整方法等について、総合施工計画書に記載する。
  - (5) 受注者は、Web会議の内容について書面（工事打合簿）による記録を行うものとする。工事打合簿には開催状況が分かる写真を添付すること。
- 4) Web会議に使用する機器仕様は、受発注者間の協議により以下の内容について決定するものとする。
  - (1) 通信機器（携帯電話、タブレット、パーソナルコンピューター等）は、原則、受発注者それぞれが準備するものとする。
  - (2) 発注者は、発注者が保有するインターネット通信可能な端末を利用する。
  - (3) 利用するアプリケーション又はサービスは、発注者が保有する端末で利用可能であり、かつ、発注者の利用に際して登録料や利用料等の費用が別途生じないものを受注者が選定する。
  - (4) 京都府における利用可能なWeb会議用アプリケーションを参考に示す。発注部局によって対応の可不可があるため、都度確認すること。
    - ① Microsoft Teams
    - ② Zoom
    - ③ Webex
    - ④ Skype for Business
- 5) 使用機器の導入に係る費用（通信機器、アプリケーション又はサービスの機器経費、通信料等）は、現場管理費に含まれるものとし、設計変更の対象としない。
- 6) Web会議の試行について、上記3)の履行状況の確認ができた場合は、工事成績評定の創意工夫（主任監督員）において加点する。  
なお、履行の確認ができなかった場合における減点は行わない。ただし、総合

評価競争入札で加算点を申請している場合は減点の対象とする。

7) 現場技術者は、完成検査までにアンケートを監督職員へ提出する。

## 23. 建設現場の遠隔臨場について

- 発注者指定方式
- 受注者希望方式

### 1) 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

本工事は、監督職員の「監督職員の立会い」「監督職員と協議」「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下「監督職員の立会い等」という。）について、受注者が希望し、発注者が承諾した場合に遠隔臨場を適用できる。

受注者は、遠隔臨場を行う場合、契約後、速やかに試行希望の意思を「工事打合簿」により監督職員に通知する。

営繕工事建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下「本試行工事」という。）は、受注者における「監督職員の立会い等に伴う手持ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督職員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して監督職員の立会い等の遠隔臨場を行うものである。

なお、本試行工事は、京都府が定める『営繕工事建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従い実施する。

### 2) 試行内容

#### (1) 監督職員の立会い等での確認

① 受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督職員へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認する。

試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。

② ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。

なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、監督職員の立会い等だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

#### (2) 機器の準備

本試行工事に要するウェアラブルカメラ等の映像と音声の配信に必要な機器等は受注者が手配、設置するものとし、詳細については、監督職員と協議し、決定するものとする。

#### (3) 効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

#### (4) 費用

本試行工事を実施するにあたり必要とする費用については、現場管理費に含むものとし、設計変更の対象としない。

#### (5) 成績評定

遠隔臨場を行った工事については、工事成績評定の創意工夫（主任監督員）において加点する。

なお、履行の確認ができなかった場合における減点は行わない。ただし、総合評価競争入札で加算点を申請している場合は減点の対象とする。

## 24. 建設キャリアアップシステムについて

- 発注者指定方式
- 受注者希望方式

1) 本工事は、建設技能者の技能や経験を蓄積し、処遇改善や現場管理を効率化しようとする制度の普及・活用を図るため、建設キャリアアップシステム（以下「C C U S」という。）の活用を試行する工事である。

2) 受注者は、C C U S の活用を行う場合、契約後、速やかに試行希望の意思を「工事打合簿」により監督職員に通知する。

3) 受注者は、本工事においてC C U S を活用する場合、以下の内容について取り組むものとする。

### 【取組内容】

- ① 事業者登録
  - ② 技能者登録
  - ③ 現場登録（管理者ID登録）
  - ④ 現場へのカードリーダー等の設置
- ※ ①～④全てを取り組むこと。

### 【取組に対する履行状況確認の基準】

- ① 事業者登録すること（受注者のみの利用でも活用とみなす）
  - ② 技能者 1名以上の登録（受注者のみの利用でも活用とみなす）
  - ③ 受注した現場の登録
  - ④ 利用状況が確認できること（利用回数は問わない）
- ※ 履行状況の確認は「（一財）建設業振興基金：帳票名 4－1 現場契約情報」等により、完成検査までに監督職員に提示すること。

4) C C U S の活用について、上記 3) 【取組内容】①～④全ての履行状況の確認ができた場合は、工事成績評定の創意工夫（主任監督員）において加点する。

なお、履行の確認ができなかった場合における減点は行わない。ただし、総合評価競争入札で加算点を申請している場合は減点の対象とする。

5) C C U S に係る費用（登録料、機器設置費用、管理者ID及び現場利用料等）は、受注者が全額負担するものとし、設計変更の対象としない。

6) 現場技術者は、完成検査までにアンケートを監督職員へ提出する。

## 25. 完成図書等の電子納品について

### 1) 電子納品

- ① 本工事は、京都府におけるCALS/ECDの取り組みの一環として電子納品の対象工事とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務の最終成果や管理情報を電子データで納品することをいい、国土交通省大臣官房官庁営繕部策定の営繕工事電子納品要領等、及び京都府電子納品運用ガイドライン(建築工事及び建築設計業務等)に基づき実施しなければならない。

また、受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事着手までに、その実施方法等について事前協議を行い、京都府電子納品運用ガイドライン(建築工事及び建築設計業務等)で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

- ② 電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。

また、完成図書は、電子媒体で納品したものと紙媒体で1部提出するものとする。(「営繕工事提出・提示書類一覧表」で工事情報共有システムの対象としている書類を除く)

### 2) 電子納品の対象範囲

本工事完成後、「京都府電子納品運用ガイドライン(建築工事及び建築設計業務等)※」に基づき、下表の対象範囲の図書等をまとめて、CD-Rにて納品すること。

※京都府ホームページ参照 <http://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html>

#### 【電子納品の対象範囲】

項目		電子納品対象
写真	完成写真	<input checked="" type="checkbox"/>
	工事写真	<input checked="" type="checkbox"/>
図面	完成図	<input checked="" type="checkbox"/>
	施工図(建築)	<input checked="" type="checkbox"/>
	施工図(設備)	<input checked="" type="checkbox"/>
工程表等	実施工程表	<input checked="" type="checkbox"/>
	工事実施状況報告書(月報最終分)	<input checked="" type="checkbox"/>
書類	諸官庁届出書類	<input checked="" type="checkbox"/>
	「営繕工事提出・提示書類一覧表」で工事情報共有システムの対象としている書類	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>

※□の資料について対象とする。

※その他、電子納品する必要のある資料は、上記に適宜追記すること。

【指定地処分（民間処分場（土砂条例又は廃掃法で許可を受けた処分場）の場合）】

## 26. 建設発生土の搬出について

1) 建設発生土については、寺尾道路（株）最終処分場へ運搬すること。  
(南丹市園部町上木崎町)へ運搬すること。  
(搬入車両は10t車以下に限る)

2) 前項に関する受入条件は、以下のとおりとする。

これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとする。

### ①受入不適なもの

岩の混入率は10%程度以下に限る。

岩の最大寸法の制限：20×20×20cm以下に限る。

### ②受入期間

（例）午前8時～午後5時まで

ただし、毎月の第1、第3土曜日、日曜日、正月等の休日は受け入れを中止する。

### ③土壤分析調査等について

土壤調査は不要と判断しているが、受け入れ先より土壤分析調査（土壤汚染に係る環境基準）をお願いされる場合がある。その費用は、受注者において負担すること。

3) 搬路の補修及び建設発生土受入れ地に付帯施設等が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

4) 建設発生土処理計画書・報告書の作成

①受注者は、工事を施工する場合において、あらかじめ建設発生土処理計画書を作成すること。なお、残土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

②施工後は、建設発生土処理報告書を提出すること。

## 27. 建設発生土等の受入れについて

建設発生土等を受け入れる場合（購入土を含む）は、土砂条例に基づき、以下の内容を確認する等、土砂を搬出する場合の取扱いに準じて土砂の安全性を確認すること。

1) 汚染要因に関する調査票を搬出先に求める。

2) 汚染要因が認められる場合には、搬出先に土砂条例施行規則第7条第3項第13号及び第4項に規定する土壤調査を依頼し、これらの書類を受理すること。

- ・ 土壤調査資料採取地点の位置を示す図面及び現場写真（第7条第3項第13号）
- ・ 土壤調査資料採取報告書（第4号様式）（第7条第3項第13号）
- ・ 土壤分析結果証明書（写し）（第7条第3項第13号）

なお、土壤調査費については、設計変更で対応することとする。

残土の受入に必要な以下の資料は、監督職員から受領すること。

- ・ 土砂発生元証明書(第3号様式)（第7条第3項第6号）
- ・ 土砂等の発生から処分までの処理工程図（第7条第3項第7号）
- ・ 土砂等の発生場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図（第7条第3項第11号）
- ・ 予定容量計算書（第7条3項12条）

## 28. 総合評価競争入札の工事について

### 1) 技術提案の履行について

- ① 受注者は提案した技術資料の施工上の課題に係る技術的所見（以下「技術提案」という。）を履行しなければならない。
- ② 受注者は、技術提案の実施方法を記載した計画書を施工計画書に併せて監督職員に提出するとともに、工事を完成したときは、履行が確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。
- ③ 受注者の責めにより技術提案を履行できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。なお、標準型については、違約金の徴収を行うものとする。

### 2) 週休2日促進工事の取組について

- ① 受注者は取り組むとした週休2日促進工事の内容について、「営繕工事総合評価競争入札ガイドライン（建築一式、電気、管工事）」及び「営繕工事における週休2日促進工事実施要領」に則り、履行状況を監督職員に工事打合簿により報告しなければならない。
- ② 受注者の責めにより申請内容と合致した週休2日促進工事の履行ができなかった場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うことがある。

### 3) 情報通信技術の取組について

- ① 受注者は取り組むとした情報通信技術の内容について、該当する活用項目の履行状況を監督職員に報告しなければならない。
- ② 受注者の責めにより申請内容と合致した情報通信技術の履行ができなかった場合又は履行状況を証明できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。

### 4) 町内資材の調達について

- ① 受注者は町内調達すると記載した資材について、町内調達したことを証する伝票等と実績報告書を監督職員に提出しなければならない。
- ② 受注者の責めにより町内調達すると記載した資材が町内調達できなかつた場合又は町内調達を証明できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。

### 5) 施工体制台帳について

- ① 受注者は、請負額にかかわらず、施工体制台帳（下請契約書等添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- ② 施工体制台帳に添付の下請契約書記載金額により、入札時に提出した下請施工割合や府内企業の下請割合との比較表を提出しなければならない。なお、府内企業の下請割合が入札時提出のものより低下した場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。また、最終下請契約書の不備により当該率が算出できない場合は、履行できなかつたものと取り扱うものとする。

## 6) C C U S の活用について

- ① 受注者は C C U S の活用について、現場契約情報の出力帳票など C C U S の活用が確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。
- ② 受注者の責めにより C C U S の活用が確認できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。

## 7) 技能士(複数)又は基幹技能者の活用について

- ① 受注者は工事施工時に活用するとした技能士(複数)又は基幹技能者について、活用実績報告書を監督職員に提出しなければならない。
- ② 受注者の責めにより活用すると記載した資格者を活用しなかった場合又は活用を証明できない場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定点の減点を行うものとする。

※京都府ホームページ（営繕課）掲載の「営繕工事総合評価競争入札ガイドライン（建築式、電気、管工事）」参照

<https://www.pref.kyoto.jp/citizen/1315816072946.html>

## 29. フレックス工期による契約方式の試行について

- 1) 本工事は、契約日から工事開始期限日までの期間で任意の日を工事開始日とすることができます、「フレックス工期による契約方式の試行工事」である。
- 2) 契約日から工事開始日までの期間の本工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- 3) 契約日から工事開始日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- 4) フレックス工期による契約方式の試行により増加する経費は受注者の負担とする。

## 30. 府内産木材の積極的利用について

### 1) 府内産木材利用計画書の提出

本工事は京都府内産木材の利用を試行的に進める工事であり、受注者は京都府内産木材の仮設資材等への利用について、別添「府内産木材利用計画書」を提出することとする。

なお、やむを得ず府内産木材が利用できない場合は、監督職員と協議の上、「府内産木材利用計画書」でその旨提出すること。

※府内産木材とは、京都府産木材認証制度により、認証又は証明が可能な木材をいう。

### 2) 府内産木材の利用用途

受注者は、仮設資材等において府内産木材を利用することとするが、その利用用

~~途については、受注者が自由に選択できるものとする。~~

### ~~③) 府内産木材の使用量等~~

~~1 王事あたりの木材使用量については、標準的な注意喚起用の王事用看板（500×1,400サイズ）1枚に相当する量（0.02m<sup>3</sup>）以上を必要とする。~~

~~（府内産木材製の王事看板を利用する場合は最低1枚以上設置すること。）~~

~~なお、府内産木材製の資材は今回王事で新規に購入するもののほか、受注者が所有する物に限り転用を認めるものとする。~~

### ~~④) 王事成績評定等~~

~~「府内産木材利用計画書」に従い、現場で利用した資材が府内産木材であることがわかる設置状況写真とともに、京都府産木材認証制度で取扱事業体の認証を受けた事業体が発行する木製資材産地証明書の写しの提出により、府内産木材の利用が確認できた場合、成績評定における創意工夫において加点対象とする。~~

~~ただし、転用材の場合は加点対象としない。~~

### ~~⑤) 参考~~

~~京都府産木材認証で取扱事業体の認証を受けた事業体~~

~~京都府HP参照 <https://www.pref.kyoto.jp/rinmu/14100081.html#mokujio3>~~

~~③. 取扱事業体、緑の事業体の認定等の状況~~

~~（1）取扱事業体（府内の事業所等が認定対象）~~

~~なお、京都府産木材認証制度により発行された「京都府産木材証明書」及び「ウッドマイレージCO<sub>2</sub>計算書」は、取扱事業体が発行する木製資材産地証明書に代えることができる。~~

~~府内産木材の活用例（仮設資材等）~~

~~王事用看板（別添参考図参照）、型枠、仮設柵、丁張り等~~

## **施工者向け指示書 | 支給木材特記事項**

### **1) 一般事項**

- 1-1.) 本特記は、木工事材料における、支給材に対して適応する。
- 1-2.) 本特記中、“供給者”は京丹波町を示す。
- 1-3.) 本特記中、“納入者”は京丹波木材供給共同企業体を示す。
- 1-4.) 本特記中、“受領者”は工事請負者を示す。
- 1-5.) 本特記中、“監理者”は工事監理者を示す。

### **2) 材料の品質・寸法・数量および、納材スケジュール**

- 2-1.) 支給製品の品質は、別紙【支給木材及び調達木材仕様書】による。
- 2-2.) 工事請負者は、本工事契約後直ちに支給木材の納材スケジュールについて京丹波木材供給共同企業体・工事監理者と打ち合わせ調整を行い、建築工事全体工程表に明示し工事監理者に提示すること。
- 2-3.) 工事請負者は、本工事契約後直ちに施工図の検討を行い、支給必要数量を京丹波町・工事監理者に伝える。支給期日は、必要数量決定後【60日】の期間を要する。

### **3) 材料検査**

- 3-1.) 支給材の品質確認は京丹波町が定めた日時・場所において、京丹波木材供給共同企業体・工事請負者・工事監理者の立会いで行う。
- 3-2.) 材料納入時、工事請負者は京丹波木材供給共同企業体が作成した受領書に定められた検査項目を確認し、打合せで定めた期日までに、京丹波町・京丹波木材供給共同企業体に提出しなければならない。
- 3-3.) 納入時の検査確認項目は、以下とする。  
【断面寸法・長さ・等級・数量・表面仕上げ・含水率・その他発注者・監理者が求める項目】
- 3-4.) 納入時の品質確認時、工事請負者が支給材料に対して建築施工上問題があると判断した場合は、受領書提出前に工事監理者に対してその旨を伝え指示を求ること。
- 3-5.) 支給材料受け取り後の刻み加工段階で、外観上把握できない見え隠れの不具合が現れた場合は、直ちに工事監理者に報告し指示に従うこと。
- 3-6.) 支給を受けた材料に起因して生じた建物の瑕疵については、同工事請負業者である工事請負者と木材供給者である京丹波木材供給共同企業体で連帯保証するものとする。改善に必要な工事は、木材供給者である京丹波木材供給共同企業体から補修に必要な木材の支給を受けて、工事請負業者の費用負担により対応すること。
- 3-7.) 納材時の検査は、原則京丹波町内に設定する保管場所で行うが、納入者または受領者の都合により、町内保管場所以外での検査を行う合理的な理由がある場合は、供給者および専門員の承諾を得たうえで、検査場所を京都府内の別の場所に変更することができる。止むを得ず京都府外を検査場所とする場合は、供給者および監理者の移動にかかる費用を、納入者または受領者の負担とする。

#### 4) 運搬・保管・その他

- 4-1.) 納入後の支給木材の運搬計画・保管計画は、工事監理者が求める項目について事前に検討を行い、木工事施工計画書を作成の上、工事監理者の承認を得ること。
- 4-2.) 保管状態については、適宜工事監理者の検査が行われ、不具合を指摘された場合は、指示に従い適切な対応を行うこと。
- 4-3.) 材料検査後、工事請負者は定められた期間内に支給材の引取りを行う。引き渡し場所は、原則、京丹波町が指定する場所で行う。
- 4-4.) 京丹波町が、支給材を工事請負者に提供する期日及び引き渡し場所は京丹波木材供給共同企業体との打合せにより決定する。  
工事工程の計画において十分に配慮すること。
- 4-5.) 構造用製材の支給に必要な木材数量は、設計図書の構造図を基に木拾いした数量である。工事請負者は工事契約後ただちに、工事監理者および京丹波木材供給共同企業体との打合せを行い、プレカット施工図および木拾い表の検討を行うこと。
- 4-6.) 京丹波町支給木材の納入準備に必要な、施工図（プレカット施工図および造作数量の確定時期）の確定時期は、京丹波木材供給共同企業体との打合せにより決定する。  
工事工程の計画において十分に配慮すること。
- 4-7.) 当該工事は、京丹波町産木材による工事を前提に進める。工事施工者は、主旨を十分に理解した上で、関係者と十分な調整を図り目標の達成に努めること。

以上

## 支給木材および調達木材仕様書

### 1) 調達木材の含水率

調達木材は、乾燥 JAS 規格による以下基準同等とする。（工場出荷時）

種別	含水率	備考
構造材・下地材	S D 20	全断面の平均推定値とする。
造作材	S D 15	全断面の平均推定値とする。
板材	S D 15	全断面の平均推定値とする。

### 2) 木材の等級

2-1.) 構造材の等級 無等級とする。

2-2.) 下地材の等級 無等級とする。

2-3.) 造作材の等級

造作用製材区分による以下等級同等以上とする。

使用箇所	部材種類	備考
生地のまま又は透明塗料塗りの場合	枠、額縁、ルーバー等	節無し
不透明塗料塗りの場合		並

### 3) 木材の樹種

特記なき限り以下樹種とする。

使用箇所	樹種	備考
構造材	杉・桧	
造作材	杉	
下地材	杉	
内部 額縁	杉	
内部 造作材（塗下）	杉	

代用樹種は、原則認めない。

# 明細書(横架材・柱材)

#REF! 京丹波町長様  
物件名 道の駅「端穂の里・さらひき」整備工事

NO.	区分	樹種	等級	W	H	L	本数	単材積	材積	単価	金額	備考
1	土台	桧	KD一等	120	120	3000	3	0.0432	0.1296			
2	土台	桧	KD一等	120	120	4000	25	0.0576	1.4400			
3	母屋	杉	KD一等	90	150	3000	9	0.0405	0.3645			
4	母屋	杉	KD一等	90	150	4000	1	0.0540	0.0540			
5	母屋	杉	KD一等	105	180	3000	1	0.0567	0.0567			
6	母屋	杉	KD一等	105	180	4000	10	0.0756	0.7560			
7	母屋	杉	KD一等	105	240	3000	16	0.0756	1.2096			
8	母屋	杉	KD一等	120	180	3000	1	0.0648	0.0648			
9	母屋	杉	KD一等	120	180	4000	9	0.0864	0.7776			
10	母屋	杉	KD一等	120	180	5000	1	0.1080	0.1080			
11	母屋	杉	KD一等	120	240	3000	6	0.0864	0.5184			
12	母屋	杉	KD一等	120	240	5000	1	0.1440	0.1440			
13	母屋	杉	KD一等	120	240	6000	1	0.1728	0.1728			
14	母屋	杉	KD一等	120	300	3000	2	0.1080	0.2160			
15	母屋	杉	KD一等	120	300	6000	6	0.2160	1.2960			
16	母屋	杉	KD一等	120	225	6000	10	0.1620	1.6200			
17	母屋	杉	KD一等	105	180	3000	1	0.0567	0.0567			
18	母屋	杉	KD一等	105	180	4000	4	0.0756	0.3024			
19	母屋	杉	KD一等	105	240	3000	18	0.0756	1.3608			
20	母屋	杉	KD一等	105	180	3000	1	0.0567	0.0567			
21	母屋	杉	KD一等	120	240	3000	1	0.0864	0.0864			
22	母屋	杉	KD一等	120	300	3000	4	0.1080	0.4320			
23	母屋	杉	KD一等	120	180	3000	1	0.0648	0.0648			
24	母屋	杉	KD一等	120	225	6000	8	0.1620	1.2960			
25	登り梁	杉	KD一等	90	150	3000	16	0.0405	0.6480			
26	登り梁	杉	KD一等	90	150	4000	1	0.0540	0.0540			
27	登り梁	杉	KD一等	105	180	4000	1	0.0756	0.0756			
28	登り梁	杉	KD一等	120	150	3000	1	0.0540	0.0540			

NO.	区分	樹種	等級	W	H	L	本数	単材積	材積	金額	備考
29	登り梁	杉	KD一等	105	180	3000	1	0.0567	0.0567		
30	登り梁	杉	KD一等	120	180	4000	6	0.0864	0.5184		
31	登り梁	杉	KD一等	120	180	6000	1	0.1296	0.1296		
32	登り梁	杉	KD一等	120	240	3000	2	0.0864	0.1728		
33	登り梁	杉	KD一等	120	240	5000	6	0.1440	0.8640		
34	登り梁	杉	KD一等	120	300	3000	7	0.1080	0.7560		
35	登り梁	杉	KD一等	120	300	4000	4	0.1440	0.5760		
36	登り梁	杉	KD一等	120	300	6000	7	0.2160	1.5120		
37	登り梁	杉	KD一等	120	225	6000	6	0.1620	0.9720		
38	登り梁	杉	KD一等	120	180	3000		0.0648			欠番
39	登り梁	杉	KD一等	120	300	3000	5	0.1080	0.5400		
40	登り梁	杉	KD一等	120	180	3000	2	0.0648	0.1296		
41	登り梁	杉	KD一等	120	300	4000	2	0.1440	0.2880		
42	登り梁	杉	KD一等	120	225	6000	10	0.1620	1.6200		
43	登り隅木	杉	KD一等	105	180	3000	1	0.0567	0.0567		
44	登り隅木	杉	KD一等	120	300	6000	1	0.2160	0.2160		
45	登り隅木	杉	KD一等	120	300	4000	1	0.1440	0.1440		
46	登り隅木	杉	KD一等	120	225	4000	4	0.1080	0.4320		
47	方杖	杉	KD一等	105	150	3000	1	0.0473	0.0473		
48	方杖	杉	KD一等	105	150	4000	13	0.0630	0.8190		
49	特殊A	杉	KD一等	120	120	3000	7	0.0432	0.3024		
50	特殊A	杉	KD一等	120	120	4000	46	0.0576	2.6496		
51	特殊A	杉	KD一等	120	180	4000	3	0.0864	0.2592		
52	特殊A	杉	KD一等	150	180	5000	1	0.1350	0.1350		
53	特殊A	杉	KD一等	90	180	5000	4	0.0810	0.3240		
54	特殊A	杉	KD一等	120	120	4000	1	0.0576	0.0576		
55	特殊A	杉	KD一等	90	180	6000	2	0.0972	0.1944		
56	特殊A	杉	KD一等	120	120	4000	3	0.0576	0.1728		
57	特殊A	杉	KD一等	120	180	4000	3	0.0864	0.2592		
58	特殊A	杉	KD一等	150	180	5000	2	0.1350	0.2700		
59	特殊A	杉	KD一等	150	180	5000	1	0.1350	0.1350		
60	特殊A	杉	KD一等	150	180	5000	2	0.1350	0.2700		
61	特殊A	杉	KD一等	150	180	5000	1	0.1350	0.1350		
62	特殊A	杉	KD一等	150	180	5000	1	0.1350	0.1350		

NO.	区分	樹種	等級	W	H	L	本数	単材積	材積	金額	備考
63	特殊A	杉	KD一等	90	180	4000	2	0.0648	0.1296		
64	特殊A	杉	KD一等	90	180	5000	2	0.0810	0.1620		
65	特殊A	杉	KD一等	90	180	5000	2	0.0810	0.1620		
66	特殊A	杉	KD化粧	120	180	4000	3	0.0864	0.2592		
67	特殊A	杉	KD化粧	120	120	4000	3	0.0576	0.1728		
68	登り隅木	杉	KD一等	120	225	4000	4	0.1080	0.4320		
69	母屋	杉	KD一等	120	360	3000	1	0.1296	0.1296		
70	登り梁	杉	KD一等	120	360	3000	1	0.1296	0.1296		
		小計								30.0200	

※明細金額は消費税抜きです。

明細書(羽柄材・その他)

**#REF!** 件名 物件名 道の駅「瑞穂の里・さらびき 整備工事

NO.	区分	樹種	等級	W	H	L	本数	单材積	材積	単価	金額	備考
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												
46												
47												
48												
小計										11,454.3		

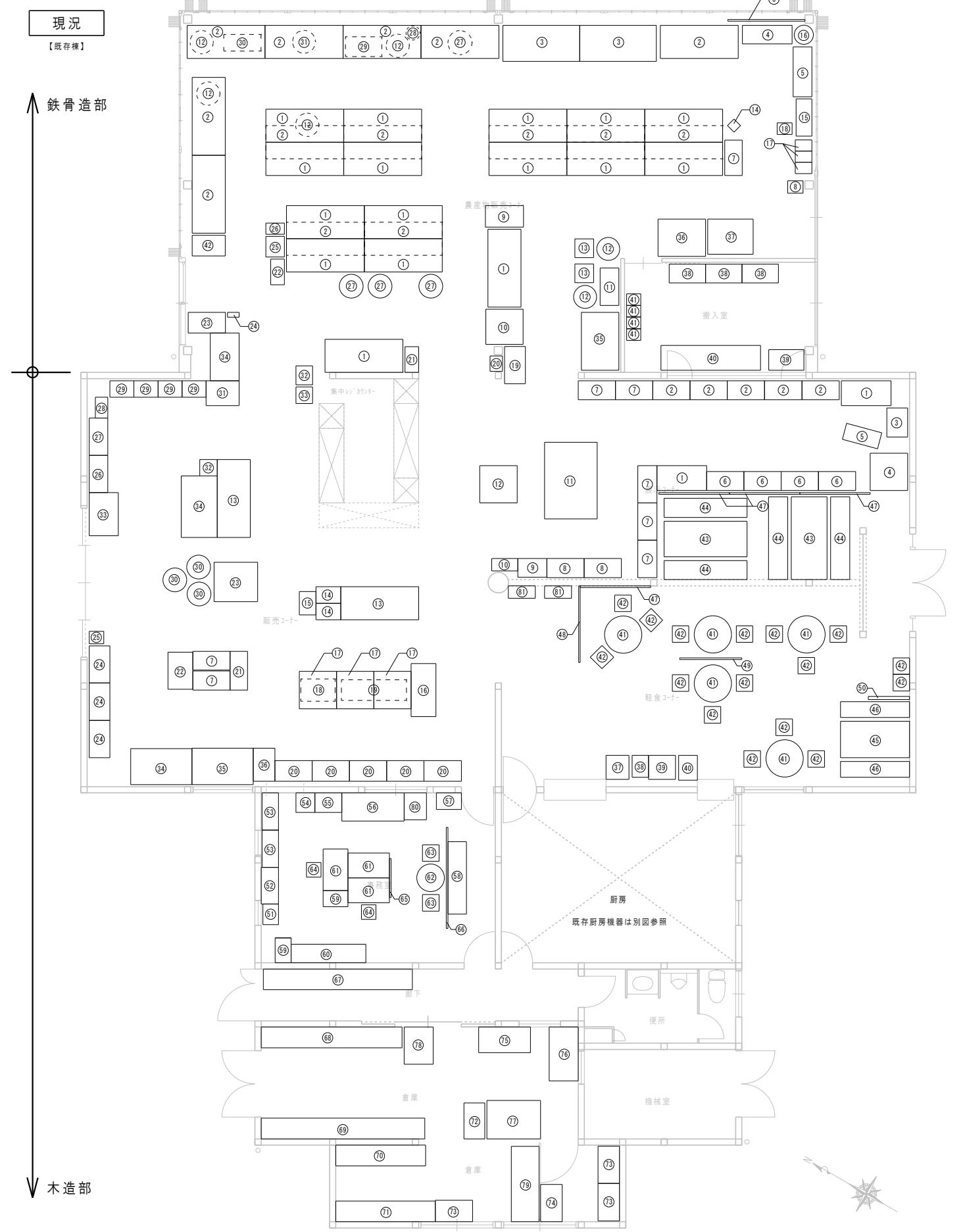
※明細金額は消費税抜きです。











## 機器平面図及びリスト

として記載のない備品類・収納物は含まない。

#### 具リスト（鉄骨造部）

名称	W	D	H	個数	備考
平台	木製	1880	800	750	16
平台	木製	1880	800	460+550	14
商品ケース	木製	1850	870	1020	2
平台	木製	1200	450	450	1
表示板	木製	1200	450	450	1
平台	木製	1860	(足400)40	1750	1
平台	木製	850	420	400	1
平台	木製	370	300	850	1
平台	木製	920	520	620	1
平台	木製	900	850	700	1
棚(3段)	木製	900	450(240)	1450	11
商品ケース	木製	φ560		700	6
商品ケース	樹脂製	450	450	540	2
ラック	鋼製	220	225	1500	1
ラック	鋼製	900	380	1600	1
商品ケース	木製	φ470		650	1
商品ケース(タヤ(2段))	木製	270	400	1300	3
セレセル専用木箱	樹脂製	280	360	620	1
ラック	木製	900	500	1500	1
棚(7段)	木製	370	300	1800	1
棚(4段)	木製	620	330	1200	1
棚(3段)	木製	620	330	750	1
台	鋼製	900	500	700	1
ラック	鋼製	280	(足420)120	1500	1
ラック	鋼製	500	450	1600	1
ラック	鋼製	270	450	1600	1
商品ケース	樹脂製	φ580		570	4
商品ケース	木製	φ340		370	1
平台	木製	880	480	620	1
平台	木製	900	400	460	1
平台	木製	φ450		620	1
平台	木製	460	400	660	1
商品ケース(冷蔵)	木製	400	400	820	1
商品ケース(冷蔵)	鋼製	1150	700	1900	1
商品ケース(冷蔵)	鋼製	1400	900	850	1
商品ケース(冷蔵)	鋼製	1150	900	850	1
商品ケース(冷蔵)	鋼製	1100	850	850	1
スチール棚	鋼製	880	450	1800	3
棚	木製	850	500	1400	1
棚	木製	2400	600	820	1
棚	木製	280	340	900	4
タバコ自販機		800	500	1900	1
					※移設またはメーカー引き取り

( ) は棚の上段又は中段を示す

リスト（木造部）

名 称	W	D	H	個 数	備考
合	木製	1200	600	900	
(3段)	木製	900	460(220)	1450	5
(3段)	木製	700	460(220)	1230	1
(4段)	木製	900	900(270)	1100	
ミック	鋼製	880	400	1480	
(4段)	木製	900	460(220)	1650	4
箱	木製	900	460(220)	1250	7
(4段)	木製	900	460(220)	1450	2
(2段)	木製	700	450(200)	1300	1
(4段)	木製	630	300	1250	1
合	木製	1850(1000)	1270(520)	1100(400)	1
合	木製	900	900	700	
合	木製	1200	300	750	2
合	木製	600	400	1450	
(3段)	木製	560	400	1450	1
(3段)	木製	1280	600(410) 260	1240	1
合	木製	900	900	720	3
合	木製	830	540	550	1
合	木製	1570	500	500	1
(4段)	木製	900	500(220)	1700	5
(4段)	木製	940	420	1200	1
合	木製	900	500(200)	800	1
合	木製	1050	950	720	
(4段)	木製	900	500(220)	1700	3
合	木製	350	300	960	1
(3段)	木製	900	450(220)	1650	1
箱	木製	900	450(270)	1300	1
(4段)	木製	500	300	1600	1
(3段)	木製	580	400	1300	4
品 ケース	樹脂製	φ 580		570	3
品 ケース(冷蔵)	鋼製	800	600	1520	1
品 ケース(冷蔵)	鋼製	420	400	880	1
品 ケース(冷蔵)	鋼製	1940	700	770	
品 ケース(冷蔵)	鋼製	1480	870	900	2
品 ケース(冷蔵)	鋼製	1480	880	880	1
品 ケース(冷蔵)	鋼製	520	800	1880	1
品 ケース(冷蔵)	木製	550	580	750	1
品 ケース(冷蔵)	木製	400	530	750	1
品 ケース(冷蔵)	木製	650	580	750	1
品 ケース(冷蔵)	木製	580	320	460	1
品 ケース(冷蔵)	木製	450	600	800	1
スープル	木製	φ 900		700	5
子	木製	400	400	710(430)	16
子	木製	2000	800	1000	2
子	木製	2000	460	410	4
子	木製	1670	880	750	1
子	木製	1670	380	450	2
バーテーション	木製	1700	(足)300(40)	1280	4
バーテーション	木製	1850	(足)300(40)	1300	1
バーテーション	木製	1500	(足)300(40)	1280	1
バーテーション	木製	1000	(足)500(80)	1600	1
チャイルド	鋼製	500	380	880	1
チャイルド	鋼製	880	420	970	2
チャイルド	鋼製	900	400	1850	2
チャイルド	鋼製	460	470	870	1
チャイルド	鋼製	650	470	1400	1
チャイルド	鋼製	1500	680	700	1
チャイルド	鋼製	600	400	1470	1
チャイルド	鋼製	1750	450	1800	1
チャビニット	鋼製	390	600	600	2
木	木製	1800	450	730	1
木	木製	1000	600	700	3
スープル	鋼製	φ 670		710	1
子	鋼製	400	400	770(450)	2
子	鋼製	350	350	770(440)	3
バーテーション	鋼製	940	(足)340(40)	2150	1
バーテーション	鋼製	2440	(足)340(40)	2150	1
チャイルド	鋼製	3600	500	1800	1
チャイルド	鋼製	3400	500	1800	1
チャイルド	鋼製	3950	500	1800	1
チャイルド	鋼製	2170	500	1800	1
チャイルド	鋼製	2400	500	1800	1
チャイルド	鋼製	870	500	1800	1
チャッカー(3人用)	鋼製	900	520	1800	3
チャッカー(4人用)	鋼製	900	520	1800	1
深澤庫	鋼製	1350	620	840	1
深澤庫	鋼製	1300	700	850	1
深澤庫	鋼製	1300	930	1560	1
深澤庫	鋼製	900	700	900	1
ビーマー	鋼製	1820	670	910	1
モード	540	650	1100	1	※移設またはメーカー引き取り
モード	650	300	1600	1	※移設またはメーカー引き取り

は緑の上段又は中段を示す

備品撤去前に、撤去の有無について必ず施設管理者の確認を行うこと。

( ) は棚の上段又は中段を示す

							工事名称 道の駅「瑞穂の里・さらびき」再整備工事
							図面名称 (既存棟) 既存家具・厨房機器撤去図
							S=1:60 (A3版 S=1:120)
							キタイ設計(株) 一級建築士 第319755号 小川龍二
							A-86

**既存備品 写真帳**



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S1

平台

木製

W1880×D800×H750



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S2

平台

木製

W1880×D800×H460+550



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S3

商品ケース

木製

W1850×D870×H1020



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S4

台

木製

W1200×D450×H450



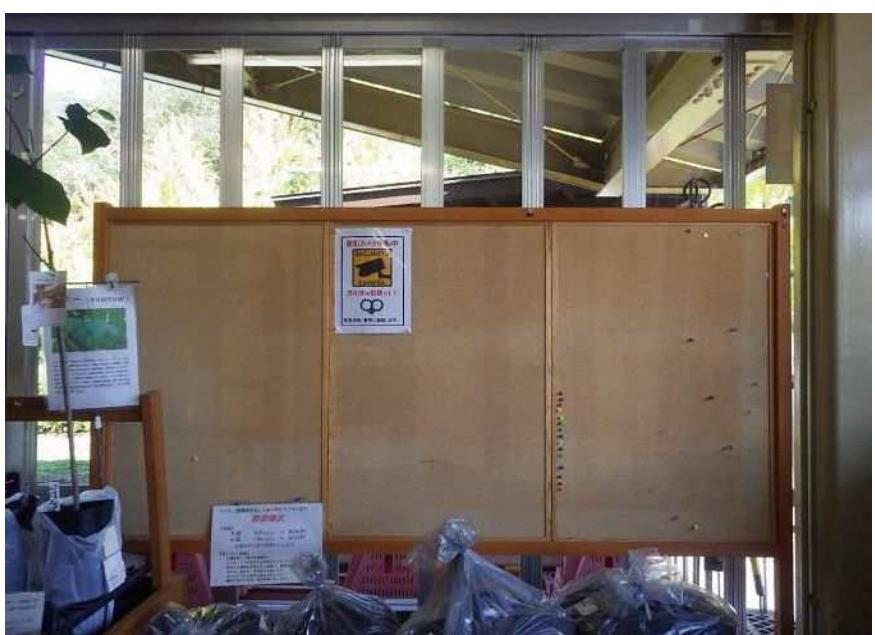
道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S5

台

木製

W1200×D450×H450



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S6

掲示板

木製

W1860×D(足)400×H1750



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S7

台

木製

W850 × D420 × H400



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S8

台

木製

W370 × D300 × H850



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S9

平台

木製

W920 × D520 × H620



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S10

平台

木製

W900×D850×H700



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S11

棚(3段)

木製

W900×D450(240)×H1450



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S12

商品ケース

木製

Φ 560 × H700



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S13

商品ケース

樹脂製

W450×D450×H540



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S14

ラック

鋼製

W220×D225×H1500



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S15

ラック

鋼製

W900×D380×H1600



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S16

商品ケース

鋼製

Φ 470 × H650



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S17

ガチャガチャ(2段)

W270 × D400 × H1300

※移設またはメーカー引き取り



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S18

空カプセル専用ゴミ箱

樹脂製

W280 × D360 × H620



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S19

ラック

鋼製

W900×D500×H1500



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S20

棚 (7段)

木製

W370×D300×H1800



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S21

棚 (4段)

木製

W620×D330×H1200



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S22

棚 (3段)

木製

W620 × D330 × H750



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S23

台

鋼製

W900 × D500 × H700



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S24

ラック

鋼製

W280 × D(足)420 × H1500



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S25

ラック

鋼製

W500×D450×H1600



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S26

ラック

鋼製

W270×D450×H1600



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S27

商品ケース

樹脂製

Φ 580 × H570



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S28

商品ケース

木製

Φ 340 × H370



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S29

台

木製

W880 × D480 × H620



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S30

台

木製

W900 × D400 × H460



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S31

台

木製

Φ 450 × H620



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S32

台

木製

W460 × D400 × H660



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S33

台

木製

W400 × D400 × H820



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S34

商品ケース(冷蔵)

鋼製

W1150×D700×H1900



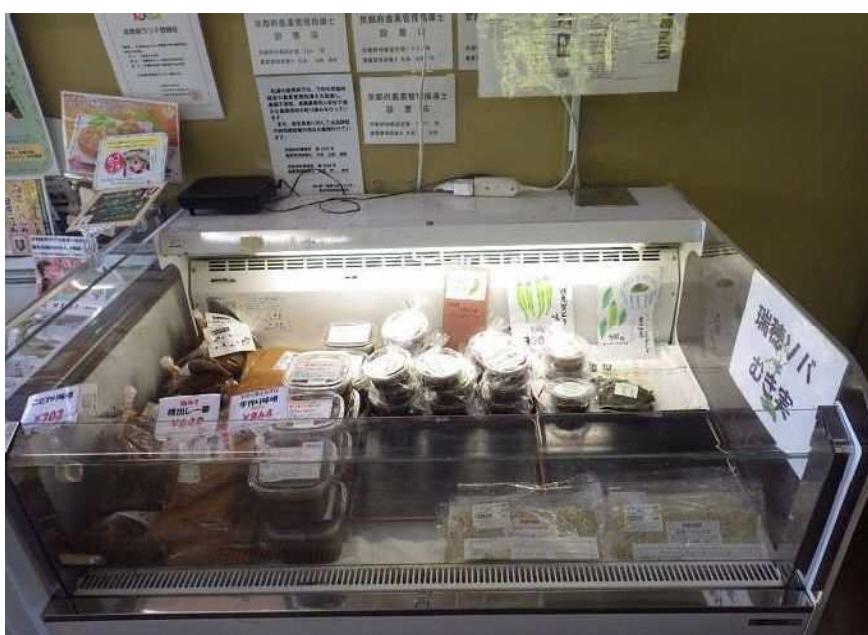
道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S35

商品ケース(冷蔵)

鋼製

W1400×D900×H850



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S36

商品ケース(冷蔵)

鋼製

W1150×D900×H850



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S37

商品ケース(冷蔵)

鋼製

W1100×D850×H850



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S38

スチール棚

鋼製

W880×D450×H1800



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S39

棚

木製

W850×D500×H1400



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S40

棚

木製

W2400×D600×H820



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S41

棚

鋼製

W280×D340×H900



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

S42

タバコ自販機

W800×D500×H1900

※移設またはメーカー引き取り



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W1

台

木製

W1200×D600×H900



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W2

棚(3段)

木製

W900×D460(220)×H1450



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W3

棚(3段)

木製

W700×D500×H1230



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W4

棚(2段)

木製

W900×D900(270)×H1100



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W5

ラック

鋼製

W880×D400×H1480



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W6

棚(4段)

木製

W900×D460(220)×H1650



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W7

棚

木製

W900×D460(220)×H1250



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W8

棚(4段)

木製

W×D×H

W900×D460(220)×H1450



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W9

棚(2段)

木製

W700×D450(200)×H1300



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W10

棚(4段)

木製

W630 × D300 × H1250



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W11

平台

木製

W1850(1000) × D1270(520) × H1100(400)



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W12

平台

木製

W900 × D900 × H700



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W13

平台

木製

W1880 × D800 × H750



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W14

棚(4段)

木製

W600 × D400 × H1450



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W15

棚(3段)

木製

W560 × D400 × H1450



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W16

棚(3段)

木製

W1280×D600(410, 260)×H1240



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W17

平台

木製

W900×D900×H720



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W18

平台

木製

W830×D540×H550



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W19

平台

木製

W1570 × D500 × H500



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W20

棚(4段)

木製

W900 × D500 (220) × H1700



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W21

棚(3段)

木製

W940 × D420 × H1200



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W22

平台

木製

W900×D500(200)×H800



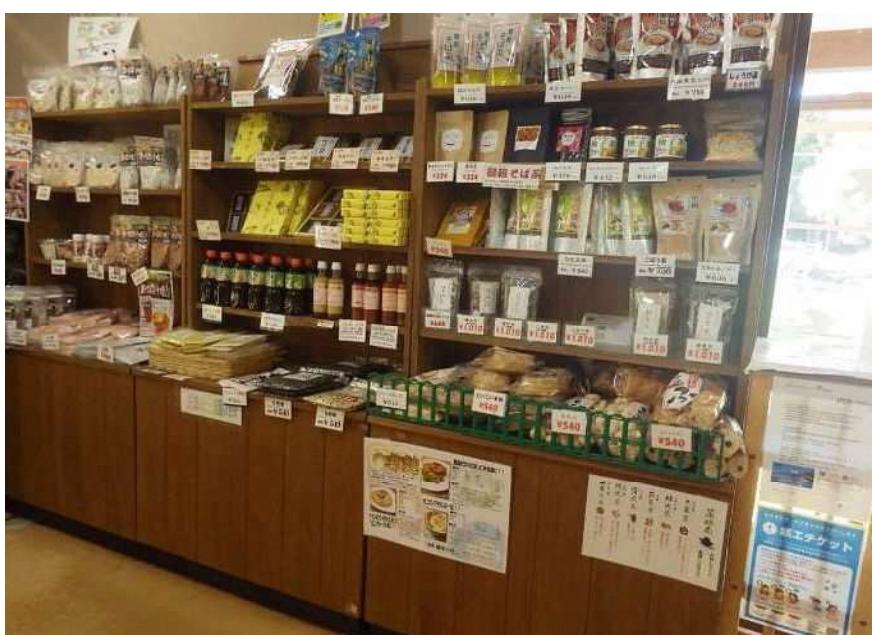
道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W23

平台

木製

W1050×D950×H720



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W24

棚(4段)

木製

W900×D500(220)×H1700



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W25

台

木製

W350 × D300 × H960



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W26

棚(3段)

木製

W900 × D450 (220) × H1650



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W27

棚

木製

W900 × D450 (270) × H1300



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W28

棚(4段)

木製

W500 × D300 × H1600



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W29

棚(3段)

木製

W580 × D400 × H1300



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W30

商品ケース

樹脂製

Φ 580 × H570



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W31

商品ケース(冷蔵)

鋼製

W800×D600×H1520



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W32

商品ケース(冷蔵)

鋼製

W420×D400×H880



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W33

商品ケース(冷蔵)

鋼製

W1040×D700×H770



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W34

商品ケース(冷蔵)

鋼製

W1480 × D870 × H900



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W35

商品ケース(冷蔵)

鋼製

W1480 × D880 × H800



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W36

商品ケース(冷蔵)

鋼製

W520 × D800 × H1880



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W37

台

木製

W550 × D580 × H750



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W38

台

木製

W400 × D530 × H750



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W39

台

木製

W650 × D580 × H750

コップ置き場(3段)

鋼製

W580 × D320 × H460



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W40

台

木製

W450 × D600 × H800



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W41. 42

41 テーブル

木製

ø 900 × H700

42 椅子

木製

W400 × D400 × H710 (430)



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W43. 44

43 テーブル

木製

W2000 × D860 × H700

44 椅子

木製

W2000 × D460 × H410



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W45. 46

45 テーブル

木製

W1670 × D880 × H750

46 椅子

木製

W1670 × D380 × H450



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W47

パーテーション

木製

W1700 × D(足300) 40 × H1280



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W48

パーテーション

木製

W1850 × D(足300) 40 × H1300



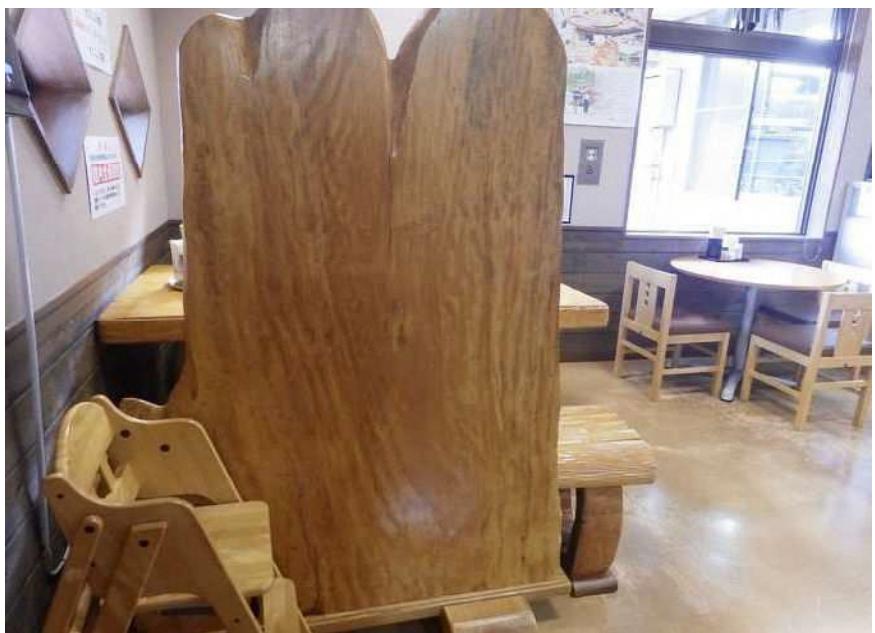
道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W49

パーテーション

木製

W1500×D(足300)40×H1280



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W50

パーテーション

木製

W1000×D(足500)80×H1600



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W51

スチール棚

鋼製

W500×D380×H880



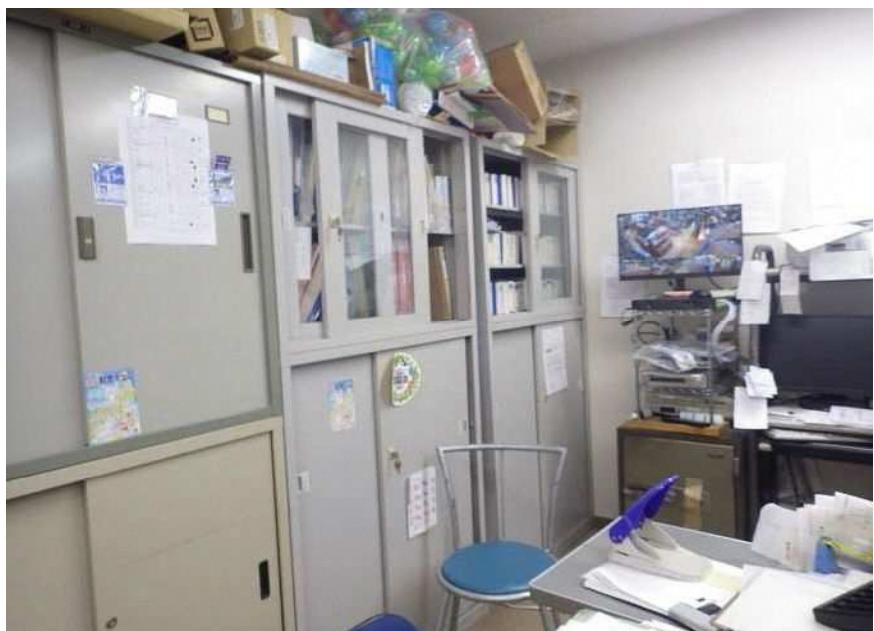
道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W52

スチール棚

鋼製

W880×D420×H970



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W53

スチール棚

鋼製

W900×D400×H1850



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W54

金庫

鋼製

W460×D470×H670



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W55. 56

55 棚

鋼製

W650 × D470 × H1400



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W57

スチール棚

鋼製

W600 × D400 × H1470



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W58

スチール棚

鋼製

W1750 × D450 × H1800



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W59

キャビネット

鋼製

W390 × D600 × H600



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W60

机

木製

W1800 × D450 × H730



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W61. 64

61 机

鋼製

W1000 × D600 × H700

64 椅子

鋼製

W350 × D350 × H770 (440)



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W62. 63

62 テーブル

鋼製

Φ 670 × H710

63 椅子

鋼製

W400 × D400 × H750 (420)



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W65

パーテーション

鋼製

W940 × D(足340) 40 × H2150



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W66

パーテーション

鋼製

W2440 × D(足340) 40 × H2150



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W67

スチール棚

鋼製

W3600 × D500 × H1800



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W68

スチール棚

鋼製

W3400 × D500 × H1800



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W69

スチール棚

鋼製

W3950 × D500 × H1800



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W70

スチール棚

鋼製

W2170×D500×H1800



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W71

スチール棚

鋼製

W2400×D500×H1800



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W72

スチール棚

鋼製

W870×D500×H1800



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W73

ロッカー(3人用)

鋼製

W900×D520×H1800



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W74

ロッカー(4人用)

鋼製

W900×D520×H1800



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W75

冷凍庫

鋼製

W1250×D620×H840



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W76

冷凍庫

鋼製

W1300×D700×H850



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W77

冷凍庫

鋼製

W1300×D930×H1560



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W78

冷凍庫

鋼製

W900×D700×H900



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W79

冷凍庫

鋼製

W1820×D670×H910



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W80

コピー機

W540×D650×H1100

※移設またはメーカー引き取り



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

W81

券売機

W650×D300×H1600

※移設またはメーカー引き取り

既存厨房 写真帳



No. 1

厨房

天井：硅酸カルシウム板 t=6の上、EP塗装仕上

壁：硅酸カルシウム板 t=6の上

陶器質タイル100×100接着貼り

床：土間コンクリート t=150コテ押えの上

エポキシ樹脂塗装仕上



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

No. 2

厨房

天井：硅酸カルシウム板 t=6の上、EP塗装仕上

壁：硅酸カルシウム板 t=6の上

陶器質タイル100×100接着貼り

床：土間コンクリート t=150コテ押えの上

エポキシ樹脂塗装仕上



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

No. 3

厨房

天井：硅酸カルシウム板 t=6の上、EP塗装仕上

壁：硅酸カルシウム板 t=6の上

陶器質タイル100×100接着貼り

床：土間コンクリート t=150コテ押えの上

エポキシ樹脂塗装仕上



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

No. 4

厨房

天井：硅酸カルシウム板 t=6の上、EP塗装仕上

壁：硅酸カルシウム板 t=6の上

陶器質タイル100×100接着貼り

床：土間コンクリート t=150コテ押えの上

エポキシ樹脂塗装仕上



道の駅「瑞穂の里・さらびき」  
再整備設計業務

No. 5

厨房

天井：硅酸カルシウム板 t=6の上、EP塗装仕上

壁：硅酸カルシウム板 t=6の上

陶器質タイル100×100接着貼り

床：土間コンクリート t=150コテ押えの上

エポキシ樹脂塗装仕上

余白